

9月定例会

第3回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成17年9月13日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第60号～議案第70号

第4 陳情第10号 小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての陳情

陳情第11号 日本国憲法第九条の遵守等の意見書提出についての陳情

陳情第12号 最低保障年金制度の創設に関する陳情

陳情第13号 地方自治法施行令第167条の2、随意契約の解釈についての陳情

陳情第14号 墓地の撤去についての陳情

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番 下西淳史君

3番 平松謙治君

6番 定岡敏行君

8番 長谷正信君

10番 渡辺明彦君

12番 竹内祐治君

14番 植田武人君

17番 米村一三君

19番 森岡俊夫君

2番 水沢健一君

5番 永田辰巳君

7番 松下克君

9番 荒井秀行君

11番 石長靖哉君

13番 南條可代子君

16番 岩間悦子君

18番 岡空研二君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長 中村勝治君

教育長 根平雄一郎君

市民生活部長 早川健一君

助役 竹本智海君

総務部長 安倍和海君

産業環境部長 松本健治君

建設部長	武良幹夫君	総務部次長	松本光彦君
行財政改革推進監	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
建設部次長	松本一夫君	秘書課長	佐々木史郎君
総務課長	清水寿夫君	財政課長	下坂鉄雄君
地域振興課長	荒井祐二君	子育て支援課長	浜田壮君
環境防災課長	渡辺恵吾君	清掃センター所長	阿部裕君
通商課長	伊達憲太郎君	管理課長	洋谷英之君
住宅課長	金山泰也君	教育総務課長	門脇俊史君
教育総務課主査	坂井敏明君	生涯学習課長	門脇重仁君

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係長	沼倉加奈子君

開 議 (10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、定岡敏行議員、南條可代子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

昨日に引き続き各個質問を行います。

最初に、米村一三議員。

17番(米村一三君) おはようございます。

9月定例会市議会に当たり、市長並びに教育長に、私見を交えながらお伺いします。明快な答弁を期待いたします。

初めに、境港市民図書館の蔵書充実についてお伺いします。

私は鳥取県西部地震で被災した際に、置き場に困り、持っている本をすべて処分いたしました。大部分は焼却処分し、繰り返し読みたい本は選別して市民図書館に引き取っていただきました。それ以来、本は極力購入せず、市民図書館からの借り出しで用を足しており、大変助かっております。しかしながら、図書館の蔵書は古びたものが多く、最近の清潔好きな若者には余り好まれないであろうと思われまます。本年度の購入予算は600万円

と少額であり、そう多くの本を購入できないのが実態でありましょう。文化度を高める、児童、青少年の教育のためにも蔵書購入予算は拡充される必要があるのではないのでしょうか。また、借りた本を読んでいますと、寄贈と判の押されたものが結構な割合であります。市民の中には、みんなの役に立つなら寄贈したいと思っておられる方が多数おられることと思います。しかしながら、現状では寄贈を無条件に受け入れることができないということです。理由としましては、蔵書の展示スペースがないこと、ストックスペースも満杯の状況であるからでございます。人気があり、市民図書館に蔵書として置きたい本も今の予算ですべて購入できないのが現状でありましょう。そこで、寄贈を受けたい本を市民から募る方法をとられてはいかがでしょうか。具体的な図書名または作家名、ジャンルで市報に載せてみてはいかがなものでしょうか。教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、市長の市政概要報告にもありました行革度全国ナンバー1の記事が載った「週刊ダイヤモンド」を読みたく、書店に行きましたが、既に売り切れでございました。市民図書館に置いてあるのではと尋ねましたが、購入されていないとのことでした。すべての雑誌を定期購入することは求めませんが、せめて市民の関心度が高い記事が掲載されたものは臨時的に購入できるよう予算措置をいただきたいと考えます。教育長のお考えをお示してください。

次に、ごみの減量化策並びに処理施設についてお伺いします。行財政改革を進める本市にあって、ごみの減量化及び処理費のコストダウンは重要な課題であります。

第1点に、減量化、リサイクル化についてお伺いします。私たちは、まだまだ少ない人数ではありますが、家庭から出る生ごみをぼかしを使って堆肥化し、無農薬の野菜づくりを試みております。実際に実践しますとかなり手間暇がかかり、強い意思が必要です。毎日排出される生ごみの水をよく切り、ぼかしをまぜ合わせ、たまった水分を小まめに抜き出し、さらにはでき上がった堆肥を利用できる土地も必要です。全世帯に普及できたらとの理想はありますが、そうたやすいことではないと認識しております。これらのことから、生ごみの減量化運動を全市的な広がりとするには境港市としてのシステムの構築が必要であると感じております。平成16年10月、可燃ごみ持ち出し用袋の有料化実施後、ごみの総量は減ってきているという実績を継続させるには新たな施策が必要と思われませんが、今後予定されている方策について御説明をいただきたいと思っております。

2点目は、処理施設、処理費用の観点からお伺いします。境港市にある民間処理業者の三光さんからお聞きしたデータによりますと、三光さんでは100トンの処理能力を持つ施設を約20億円で建設されており、能力もよく、定期的を実施しているダイオキシン測定値は感知できないこともあるとのことでした。仮に境港市の可燃ごみを処理依頼した場合、処理費はトン当たり約3万円で可能であり、やり方によってはさらなるコストダウンもできるとのお話でした。年間約1万2,000トンの可燃ごみを全量依頼しても3億6,000万円の経費で処理可能ということです。市の試算によれば、現在処理費用は1トン当たり約2万円程度とのことですから、年間の処理費用は約2億4,000万円程度

になります。このことからいきますと、境港市では処理施設建設にかかわる費用を年間に約1億2,000万円以下にしなければコスト的にペイしないということになります。中村市長は西部広域行政管理組合の新焼却施設建設計画に対し新たな対案を示され、新施設建設の凍結を示されたとの新聞報道がありました。市政概要報告にも触れておられますが、市長のお考えを詳しく説明ください。このことは昨日の質問にもございましたので、新たにつけ加えることがありましたらお願いをいたします。

さらに、前段で申し述べましたが、全量を民間処理した場合の経費を約3億6,000万円と推定いたしました。新施設の処理費を当市と同額の約2万円とし、新聞で書かれておりました市長発言の運搬費用、年間約7,000万円を加味しますと、境港市が西部広域行政管理組合の新焼却炉への投資額は年間5,000万円以下にすることが市民サイドにとって有利なラインと思われれます。新焼却炉建設費用約40億円、境港市の負担額が8億3,000万円と承っております。さらに、市長が言われる中継施設建設費用10億円などからすると、境港市のごみを全量民間で処理するという選択肢があってもよいのではないかと考えます。市長の御見解をお示しくください。

以上で質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 米村議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、ごみの減量化策並びに処理施設についてのお尋ねでございます。

ごみ処理の一部有料化及び持ち出し用可燃ごみ袋の有料化を実施し、ごみの減量化及び資源化において成果を得ているところでありますが、米村議員の御指摘のとおり、これを継続するためには新たな施策が必要と考えております。さらなるごみの減量化と資源化を目的としまして、平成16年度より、民間堆肥化センターを活用し、市民ルートとして婦人グループ、現在これ4団体ございますが、これと、民間事業所ルートとして、スーパーマーケット、病院、福祉施設等により生ごみの分別に御協力をいただいております。そのほか清掃センターが直接収集をいたします給食残渣の生ごみ分別も行っているところであります。今後は、市民ルートの拡大を図るため、各自治会の御協力をお願いするとともに、協力が得られる分別収集計画を定め、新たな分別につなげていきたい、このように考えております。また、収集量がふえております資源ごみ、古紙類について、現在月1回の収集を行っておりますが、さらなる資源化を目的として、通常の収集に加えて、集積所を限定して月2回の収集ができないか検討してまいりたいと考えております。今後とも市民、事業所の御理解と御協力をいただきながら、一層の減量化とリサイクル推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、西部広域行政管理組合の焼却施設の計画についてお尋ねでございます。

この問題につきましては、市政概要報告や荒井議員の御質問でもお答えしたとおりでございます。現有施設の有効活用やリサイクルを推進していくことによって新たな施設の建

設を伴わない新たな道を検討していくことが、循環型社会の構築のみならず圏域全体の発展のためにより望ましいと考えております。早い時期に西部広域行政管理組合の正副管理者会議で再度この問題を協議いただくよう要請する考えでございます。

次に、境港市のごみの全量を民間施設で処理するという選択肢があってもいいのではないかというお尋ねであります。御指摘のように、市内の民間廃棄物処理施設は1日当たり93.6トン焼却処理能力を持っておりまして、自治体からの一般廃棄物を処理することも可能であります。実際に本市を含む幾つかの自治体が粗大ごみなどの処理困難物を処理委託したり、焼却炉の定期補修などの際に、他の自治体ではかなりの量のごみを処理委託されている例もあると伺っております。このたび西部広域に提案させていただいたごみ処理の新たな選択肢の中でも、圏域全体で焼却能力が不足する場合には民間への処理委託も活用することを考えております。自治体のごみ処理の将来的なあり方といたしましては、御承知のように、民間の活用やPFIなどの手法が各地で取り組まれているところであります。ただ、行政区域全体のごみ処理を一括して既存の民間業者に委託するということになりますと、行政サービスの継続をいかに担保していくかということが大変大きな課題になってまいりまして、現時点では選択肢には考えにくいと、このように考えているところであります。以上であります。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 米村議員より、境港市民図書館の蔵書の拡充策について御質問をいただきました。

市民図書館の図書購入費につきましては、現在毎年600万円を予算措置されております。厳しい財政事情の現状では増額はなかなか困難ではないかと考えます。今後も極力維持していただくよう要望してまいりたいと考えております。平成16年度中の図書購入冊数は3,622冊で、廃棄冊数などにより前年度対比で1,457冊の増加となり、16年度末の市民図書館の蔵書冊数は12万5,380冊となっております。しかしながら、米村議員御指摘のように、古い本が多い状況であります。市民に寄贈を受けたい本を募集したらとの米村議員の御提言でございますが、私も同様の考えを持っております。本年中には市民図書館IT化事業が稼働する予定ですので、それらの時期に合わせ、その手法などを研究してまいりたいと考えます。

なお、市民の関心の高い記事のある雑誌の購入についての御提言ですが、御趣旨については私も十分理解いたしますので、予算の中で機動的に対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

米村議員。

17番（米村一三君） 教育長からの前向きな御答弁、まことにありがとうございます。処理施設等について、何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、民間へ全面的に処理依頼をした場合のデメリットというのが言われております。やはり倒産とか緊急の場合とかで安定的にできないのではないかというおそれがあるということだと思います。ただ、境港市以外の近隣の自治体でもこういうことを検討しているというような話も聞いております。それと、民間企業ですから倒産ということもあり得るかと思いますが、膨大な設備を既に設置したわけですから、たとえ倒産したとしてもその設置をすぐさま撤去するということは現実的にはあり得ないと思いますので、需要があり人がおれば、経営者はかわっても多分存続可能ではないかというぐあいにも考えます。

それと、一昨日の選挙の結果を見ましても、やはり民間でできることは民間でやったらどうかというのが多くの国民も市民も願っていることですので、恐れることなくぜひとも英断を下していただきたいというぐあいに思います。ぜひ市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 米村議員の質問でございますが、私も、民間にできるものは可能な限り民間にやっていただくと、この御意見には同感であります。大賛成であります。ただ、今のこのごみの問題につきましては、先ほども申し上げましたが、行政が一定の住民サービスを将来にわたって担保するという意味合いも大変大きなものがございますし、現在の状況を考えてみますと、西部広域行政管理組合のこの圏域の中には、既存の焼却施設があるわけでありまして、しかも、焼却能力、大変大きなものがあるわけでありまして、これがなければ米村議員のおっしゃるような方策を全面的に考える余地はあると思うんですが、現在の状況の中では、現有の施設が立派なものがあるわけでありまして、それを最大限に活用して、そしてそれが不足するということになれば民間のそういう施設も活用していくと、こういう対応が今の状況の中では一番適切ではないかと、こういうぐあいに考えております。いずれにしましても、民間でできるものは民間でやっていただくと、こういう考え方には大賛成でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

米村議員。

17番（米村一三君） 最近の一番最新の情報では、建設費約40億円というぐあいに聞いております。以前この会議で聞いた数字は70億円程度の金額ではなかったかというぐあいに記憶しております。これ大きく変わったというのはどのような理由なのかひとつお聞かせいただけませんか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 西部広域で計画されました新焼却炉の事業費につきましては、当初70億とか50億、こういうぐあいに言われておりましたが、この8月の組合議会の特別委員会におきまして、建設費用が40億円、こういう金額が正式に発表されたところでご

ざいます。このごみの焼却炉は特別なプラントでありまして、一般の道路であるとか一般の建築物と違ひまして特殊なものでございます。したがって、他市町村の既存のそういう施設の建設の事例を参考にしながら概算の事業費を出しておいたようでもありますけれども、このたびの40億円といひますのは、そういった過程の中でさらにごみの減量化を図る等、経費の削減をして40億円まで圧縮をしてきたものであると、こういうぐあいに思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

米村議員。

17番（米村一三君） それにしましても、民間でつくられた、三光さん、約20億円という金額をお聞きしております。もちろん設備なり附帯の事業なりということで一概に比較する気はありませんけれども、安くできるという事例もあるようですので、さらに検討をしていただきたいということが1点と、それから、西部行政組合の中には当然新しい焼却炉を必要とされてる地域もあるかと思ひます、自治体もあるかと思ひます。ですから、境港市だけのことを言うつもりはないんですけども、できるだけいろんな方法で、そこで処理する量を減らすことによって総額をできるだけ小さくするという方策をぜひともとっていただきたいと思ひます。要望として、終わります。

議長（下西淳史君） 次に、渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） おはようございます。

9月定例市議会に当たり、当面する市政の諸課題について若干の質問をし、市長の御答弁を伺うものであります。

まず最初に、行財政改革について伺ひます。

このたび経済ビジネス専門誌「週刊ダイヤモンド」の8月13日、20日合併号に、全国行財政改革度ランキングが掲載されました。境港市が行革度全国第1位にランキングされたことは市政概要報告で中村市長が報告されたところであります。同誌によりますと、ランキングの対象は全国718の市と区で、各自治体が公表している平成11年度と平成15年度の普通会計決算などをもとに集計し、人件費比率改善度、人員削減率などを比較して順位をつけたものであります。当市では、平成14年12月市議会において単独市政を表明し、平成15年7月の住民投票においても単独市政が選択され、他市に先駆けて本格的な行財政改革に取り組んできたところであります。私はその成果が高く評価されたことをうれしく思ひます。中村市長の御所感を伺っておきます。しかしながら、行革の本番はこれからであります。この夏は郵政民営化、是か非かで、三位一体の改革論議が置き去りにされてしまいました。平成18年度に向けての見通しが見つからない現状であります。これからますます国の財政改革のしわ寄せが地方に押しつけられようとしています。改めて市長の決意のほどをお聞かせください。

今、マスコミで、「07年問題」が取り上げられています。団塊の世代が退職し始める2007年から、社会的、経済的変動が注目されています。民間企業にとっては技術の継

承など人材の確保、消費動向の把握が急がれるところであります。当市にとっても団塊の世代の大量退職は大きな課題であります。2点について伺ってまいります。

まず、退職手当についてであります。当市の退職予定者は、平成20年から23年にかけて50名を超えるとされています。その財源は確保できるのか、中期財政見通しの中でもはっきりと示されていません。対応策について市長の御所見を伺います。

次に、人材育成であります。当市各部の部長職は現在昭和23年生まれの皆さんが占めておられます。当然のことながら皆さんの退職は同年であり、今から後任の育成が急務ではないでしょうか。また、これから職員定数が大幅に削減されることとなっており、職員一人一人の能力向上が大きな課題であります。人材育成、能力開発の取り組みについて市長の御所見を伺います。

次に、防災対策について、何点か伺ってまいります。

鳥取県西部地震から間もなく5年目を迎えようとしています。震度6強の地震が鳥取県西部地区を襲い、境港市内においてもたくさんの家屋が倒壊し、甚大な損害を受けたことは記憶に新しいところであります。幸いにして火災の発生や死亡者がなく、奇跡的なことではありました。鳥取県では、来る10月6日に震災5周年総合防災訓練を米子市をメイン会場に実施されます。当市もサブ会場として、さかい幸朋苑、誠道小学校、昭和町で訓練が予定されていますが、どのような訓練が実施されるのかお聞かせください。当市の地域防災計画は、平成14年に震災対策編が策定され、同年に風水害等対策編が修正されました。地域防災計画に基づく演習、訓練等はどのように実施されているのか伺っておきます。

次に、自主防災組織について伺います。当市の自主防災組織は、阪神・淡路大震災の経験を受けて平成8年に立ち上げられたことは御案内のとおりであります。災害時にはまず自助、自分でできることは自分です。次に共助、お隣、近所で助け合う、このことが大事であると言われています。当市の自主防災組織は現在18組織、近々高松町に1組織が立ち上げられると聞いています。県内4市の中で、昨年までは組織率が最低でありました。安全・安心のまちづくりのためには自主防災組織の促進が望まれます。これからの取り組みについて、市長の御所見をお示しくください。

次に、消防団について伺います。消防団の皆さんは昼夜を問わず災害時や防災のために出動され、市民の安全・安心な暮らしのために活動されており、心から感謝を申し上げる次第であります。当市の消防団は定員116名に対し、現在106名の方が入団されています。近年定員を満たしておりません。欠員を補充できない、充足できない原因は何なのか、募集方法はどうかされているのか、また、若手市職員は率先して消防団活動を体験すべきと考えますが、市長の御所見をお聞かせ願いたいのであります。

次に、観光振興について伺ってまいります。

境港市内観光客入り込み状況によりますと、今年度の水木しげるロードの入り込み客数は、8月末で48万2,000人余で、対前年比20%の増、水木しげる記念館は10万

5,000人余で、対前年比11%の増加でありました。水木しげる記念館は8月28日に、開館当初の予想より1年以上も早く入館者数50万人を達成したところであります。好調に推移している要因に、民間の方々の協力による新たなブロンズ像の設置、また、角川映画「妖怪大戦争」の全国ロードショーが上げられます。市長はこの好調の要因をどう分析され、今後の展開につなげようとされるのか、御所見を伺いたいののであります。

次に、水木しげる記念館の運営方式について伺います。先日の境港市議会行財政改革特別委員会の席上で、水木しげる記念館の運営方式を指定管理者ではなく直営とすると説明されました。官から民へ、時代の流れの中で、民間活力の導入が公の施設の運営に必要であります。以前の説明では、水木しげる記念館についても指定管理者制度対象施設と聞いておりましたが、このたびの方針変更はいかなる理由によるものか、市長の御所見を伺いたいののであります。

次に、ホテルの誘致について伺います。これはきのうの質問にもございましたけれども、質問をしまいたいと思います。境港市への観光客の入り込み客数は年間80万人ほどとなってきました。竹内地区への大型商業施設の進出、江島大橋開通による交流人口の増大など、ホテルの必要性はますます高まっています。ホテルの進出は、観光客、ビジネス客の市内滞留時間が長くなり、飲食業を初め、波及効果は大きなものがあり、市内経済の活性化に寄与するものと考えられます。

3月議会において、米村議員の質問に対し、市長は次のように答弁されました。「現在、ビジネスホテルを全国展開する企業にJR境港駅前の市有地への進出意向を打診している。客室が120室程度のビジネスホテルを想定している」というものであります。その後の経過はどうなっているのでしょうか。現在の状況について、説明のできる範囲で結構ですので、お聞かせください。

次に、水産業振興について伺います。

水産業界におかれましては、漁獲減、魚価安の厳しい局面において、経営存続のためのコスト削減に全力を傾注される中、このところの急激な燃油高騰は大きな衝撃であります。燃油高騰でアジなど価格の低い魚種はよほどの漁獲量を確保しなければ経営維持は困難な状況となっています。平成17年上半期の境漁港における水揚げ量は4万8,000トン余で、対前年比88%で前年を下回っておりますが、水揚げ金額は81億3,000万円余で、対前年比105%で前年を上回っています。これは過去最高を記録したクロマグロ漁が大きく貢献したものであります。境漁港は、生マグロ水揚げ日本一を達成する見通しですが、好調な漁獲はいつまでも続くとは限りません。マグロの有効活用、付加価値を高めての出荷方法など検討されるべきと考えますが、市長の御所見を伺いたいののであります。

次に、近年、エチゼンクラゲが大量発生し、漁獲量の減少や漁具の破損など大きな被害を引き起こしています。鳥取県ではことしも大量発生が予想されるクラゲ処理の補助を決め、処理費として9月議会で約530万円の補正予算を提案されます。予算可決までの経過措置として同額の予備費で対応されると聞いています。当市においても9月補正予算に

エチゼンクラゲ陸上処理対策事業補助金として88万1,000円を計上されています。県及び市のエチゼンクラゲ処理補助事業について、市長の説明を求めます。

神戸税関税関支署のまとめで、ことし上半期の北朝鮮船籍の境港への入港は延べ67隻で、去年同期比6割減であったことがわかりました。特に、改正船舶油濁損害賠償保障法施行の3月以降は延べ23隻で、激減となっています。市長は市政概要報告で、「地物の水揚げ量が対前年比133%と好調であったこともあり、現時点では原料確保に影響は少ない」と述べられました。本当にそうなのでしょう。生産規模の縮小であるとか、他魚種の加工へ比重を移されたなどの状況はないのでしょうか。その辺の調査はされたのか伺っておきます。

みなとクラブでは、6月定例会後に稚内市を視察いたしました。稚内港にはロシアからのカニが輸入されており、このたびの改正油賠法の影響が同様に懸念されたからであります。稚内港においては法適用外の100トン未満の小型船や、ベリーズであるとかカンボジアといった他国船籍の船による輸入がふえているということでもあります。境港の入港の状況はどうなのでしょう。

以上、伺って、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 渡辺議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行財政改革についてお尋ねでございます。

まず1点目ではありますが、行革度1位に評価されたことについての感想はということでございます。先般発表されました「週刊ダイヤモンド」による行革度ランキングは、人件費比率改善度、ラスパイレス指数、住民1人当たりの純借金減少額、人員削減率について、それぞれを全国718都市中の偏差値を求めて、その値で総合得点でランクづけをされたものでございました。全国1位になった理由といたしましては、他に先んじて実施をしてまいりました厳しい行財政改革が実を結んだものが調査時点に集中してあらわれたというものでありまして、最もリストラが進んだ市はどこかという副題のとおり、職員が一丸となって対応しております職員の削減、嘱託職員の非常勤化などが大きく評価をされたものと思っております。これは、みずからの努力をみずからの口でいろいろ市民の方に御説明申し上げるとなかなか説得力に欠けるところでありますが、第三者が客観的にこう評価をして、それなりの評価をしていただくということは、我々のそういった取り組みが市民の皆様にも非常にわかりやすく伝わる。そういう点では大変ありがたいというぐあいには思っているところでございます。

次に、行財政改革の本番はこれからであると、改めて決意のほどをとということでもあります。この5月から6月にかけて市内各地で開催しました財政状況説明会の中で説明をいたしました中期財政見通しでは、平成23年度には累積赤字がまだ約6億円も残ることから、この累積赤字に対する財政再建プランをお示したところでございます。し

かしながら、平成19年度以降の国の三位一体の改革の動向によりましては、現在の中期財政見通しよりさらに悪化する状況も予想されることから、今後とも引き続き自立可能な財政基盤の確立に向けて行財政改革を鋭意進めていかなければならない、このように決意をしているところでございます。

次に、平成20年から23年にかけて大量の退職者が出るが、その財源はどうなっているかということでございます。御指摘のとおり、平成20年度から23年度の4年間に59名もの職員が退職する予定になっておりまして、4年間としては大変な数であり、かねてからの課題の一つでもありました。この退職手当の財源措置につきましては、基本的な考え方を申し上げますと、本市の現在の職員数は272名でありますから、平均的な退職者数は年に7名程度と想定をしております。この7名分につきましては、毎年度の一般財源で予算措置をし、それを超えた分につきましては退職手当基金を取り崩して対処するというところでございます。反対に、退職者が7名に至らない場合であります。極力基金に積み立てるといった運用の仕方を行い、退職手当財源の平準化を図っていきたく、このように考えております。御指摘の4年間では平均的な人数を超えた31名分、概数として約7億8,000万円程度になると考えておりますが、退職手当基金で対処したいと思いますので、できれば平成16年度末現在高、約5億円でございますが、平成17年度から19年度の3年間で3億円の積み増しをしたいと、このように考えております。

次に、部長の後任育成及び人材育成、能力開発の取り組みについてでございますが、部長の後任につきましては、日々の業務や管理職研修等を通じて育成に努めてまいりたいと考えております。また、職員一人一人の能力開発につきましても、限られた人員配置の中で各種研修等を中心に取り組んでいるところであります。今後も職員の能力開発など引き続き充実を図っていく必要があると考えております。

次に、防災対策について何点かお尋ねでございます。

初めに、総合防災訓練の概要についてでございますが、ことしは鳥取県西部地震から5周年目の節目の年になります。このことから、地震が起きた10月6日の午前9時30分、鳥取県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し鳥取県西部で震度6強を観測したとの想定で鳥取県総合防災訓練が行われ、境港市でも、誠道小学校と昭和町が会場になる予定でございます。誠道小学校の会場では、誠道小学校や地区住民の皆さんに加えて、災害時に援護を必要とするさかい幸朋苑の方々にも参加いただいて、避難訓練や消防車による消火訓練、はしご車及びヘリコプターによる救助訓練、初期消火訓練、応急手当訓練、事故車両からの負傷者を救出する救急救助訓練などを行います。また、昭和町の会場では、タンカーからの油流出防止のオイルフェンスの設置、巡視艇などからの放水、ヘリコプターによる孤立者の救助訓練、海上保安部以外のヘリコプターを巡視船だいせんに離発着させる訓練などが行われる予定であります。

次に、地域防災計画に基づく演習訓練等はどのように実施されているかということでございます。全職員を対象とした情報伝達訓練、職員招集訓練、災害対策本部の図上訓練な

どの訓練を毎年行っております。また、近年は台風や高潮など頻繁に発生しております、訓練の成果を踏まえ、より円滑な災害対策が講じられるよう努めているところであります。

次に、自主防災組織の促進が望まれるが、今後の取り組みをどのように考えているかというお尋ねでございます。自主防災組織の育成につきましては、平成15年度に育成方針も改めて、自治会活動の一部と位置づけることといたしました。この結果、徐々に組織される自治会がふえて、来月に高松町が防災部を組織されますと19団体となりまして、組織率は、世帯数で申しますと24.7%になります。今月の25日には鳥取県防災局と合同で、災害時に効果的な自主防災活動を行うための専門知識や、的確な活動内容の習得と自主防災組織の普及啓発を図ることを目的に、自主防災会の研修会を開催することとし、自主防災会長、自治会長などに御案内させていただいております。今後もこのような研修会を通じて普及啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防団員が近年定員を満たしていない。欠員を補充できない原因、あるいは募集方法はどのようにしているのか。さらには、市の若手職員は率先して消防団活動を体験すべきではないかという御質問でございます。御指摘のとおり、消防団員の定員を満たしていない現状は続いており、団員の確保が課題となっております。欠員が補充できない原因としては、若い人が地域で活動する機会が減少していることや、勤務先が市外の方は帰宅時間が遅くなるなどで、消防団活動を理解していただく機会が少ないことなどが一因として考えられます。募集方法につきましては、公民館にパンフレットを配布したり、各分団で地域の若い人に直接勧誘を行うなど、団員の確保に努力をさせていただいております。

次に、市職員の消防団活動の体験でございますが、職員が消防団活動を体験することは災害時の対応に役立つものであり、貴重な体験になるものと考えますが、職員を業務上の研修制度として消防団に加入させることについては難しいものと考えております。しかしながら、私は日ごろより職員に地域での活動に積極的に参加するように機会をとらえて話をいたしております。御案内のように、現在6名の職員が消防団に加入をいたしております。このほかにも多くの職員がいろいろな地域活動に積極的に取り組んでおりますので、自主的な地域活動を尊重したいと、このように考えております。

次に、観光振興についてでございます。

観光客入り込みの好調の要因をどう分析しているか。今後どのように発展につなげようとしているのかという御質問でございます。本年度の観光客が増加した要因といたしましては、渡辺議員もおっしゃられるように、全国公募による新たな妖怪ブロンズ像の設置や、映画「妖怪大戦争」の公開などに加え、去る7月15日に水木先生をお迎えをして開催しましたブロンズ像の入魂式や、妖怪大行進などの関連イベントもさまざまなメディアに取り上げられ、全国に向け情報発信が図られた結果であると考えております。さらには、ことし過去最高の水揚げを記録したクロマグロの報道や、そして何よりも、水木ロード振興会、鬼太郎音頭保存会を初めとする地元の方々やボランティアの皆さんなど、にぎわいを創出しようとする長い間にわたる取り組みと熱意が県外からの誘客につながっているもの

と考えております。今後の展開といたしましては、「さかなと妖怪のまち境港」を引き続き全国へ向け発信していくことはもちろんでございますが、現在、中海宍道湖大山圏域観光連携推進協議会におきまして、官民一体となりこの圏域の情報発信や、中海宍道湖を活用した水上遊覧などの検討が行われているところであります。今後、広域連携による観光客誘致を積極的に図ってまいりたいと存じます。

次に、水木しげる記念館の運営方式を直営にした理由は何かということであります。渡辺議員が御指摘のとおり、これまでは指定管理者を募集する施設として扱っておりましたが、水木しげる記念館の展示物はそのほとんどが水木プロダクションから借用しているものであります。水木プロとの密接な関係が必要であることから、水木プロのかねてからの意向でありました境港市、または公共的な団体に管理運営をしていただきたい、そういった意向を踏まえたこと、また、水木しげる記念館は境港市の観光の核であり、周辺商店及び市内外の他の観光施設との協調が必要であるとの考え方から、当面は直営とすることが適当である、こう判断したものでございます。

次に、ホテルの誘致の状況についてでございますが、渡辺議員も知られてるとおり、中海圏域の観光連携が進み、交流人口の増大が見込まれることから、宿泊施設は本市にとりまして大変必要な施設であると認識をいたしております。ホテルの誘致につきましては、昨日荒井議員にもお答えをいたしました、大変苦戦をしておる状況であります。先般ホテル立地のコンサルタントにお伺いをいたしましたところ、120室程度のビジネスホテルなら立地可能であるというような考えもお伺いしたところでございまして、本市経済の活性化に向けて今後ともこのホテルの誘致実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、水産業の振興についてお尋ねでございます。

マグロの有効活用、付加価値を高めて出荷方法など検討されるべきと考えるということでございます。境漁港が日本海側最大のマグロ基地となっておりますのは、市場施設の整備を初め、魚体処理や輸送能力、販路などが大きな要素であります。今後は、水揚げ日本一ということだけでなく、渡辺議員がおっしゃるように、マグロの有効活用、高付加価値化が必要であると思っております。ことし7月に東京で行われましたジャパンインターナショナルシーフードショーに市内企業がマグロの卵の加工品を試験的に出品をされたところ、全国でも余り流通していないこともございまして、大変好評であったと伺っております。今までは鮮魚として出荷するだけで、マグロの内臓は廃棄されておりましたが、鳥取県が業界関係者とともにもマグロ加工品開発勉強会を立ち上げられたところでありまして、マグロの有効活用、高付加価値化につながるものと期待をしているところでございます。

次に、エチゼンクラゲの処理補助事業についてお尋ねでございます。エチゼンクラゲにつきましては、発生のメカニズムはまだ解明をされておられません。昨年は発生しておりませんが、ことしは早くから九州方面で多量に見受けられておりました。隠岐島周辺の漁場

でも8月中旬ごろから目立ち始め、鳥取県や生産者、荷受け等の関係者と処理について協議をいたしたところでもあります。当面の対策として、市内にある食品循環資源堆肥化施設で処理をしていただくこととしておりましたが、受け入れ許可量に制限があることから、関係者の方々は処理対策に苦慮されておられます。現在、試験的ではありますが、クラゲの成分に着目をし、クラゲを土壌改良剤として活用できないか、実験圃場で散布、すき込みを行っているところでもあります。処理経費の補助につきましては、鳥取県とともに、事業主体である山陰旋網漁業協同組合に対し助成をするものであります。

次に、ベニズワイガニの原料確保に現時点では影響は少ないと述べたが、生産規模の縮小とか他魚種への加工へ比重を移された、そういった状況はないのかというお尋ねでございます。ベニズワイガニの加工原料確保の動向につきましては、去る3月に鳥取県とともに水産加工業者、これ15社であります、それと輸入業者4社に対しまして影響調査を行ったところ、将来的に事業分野の転換や多角化も必要と答えられた企業もございました。その後、生産規模の縮小、他魚種へ加工の比重を移されたなどの調査を行っておりませんが、3月1日の船舶油濁損害賠償保障法施行以来、7月の休漁期までのベニズワイガニの市場取扱量は3万8,667ケースで、原料的には昨年よりふえております。市政概要報告でも申し上げましたが、今後も鳥取県と協調しながら水産加工業者等の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

最後でございますが、稚内港では他国船籍の船による輸入がふえたということであるが、境港の入港状況はどうかということでございます。森岡議員の質問でもお答えをいたしました。北朝鮮籍の境港入港状況につきましては、船舶油濁損害賠償保障法施行後の3月から6月までは99トンの船が1隻、5回の入港、98トンの船が1隻、2回の入港で、あとは100トン以上の船舶保険加入船が15回の入港となっております。国内のベニズワイガニ漁が休漁となる7月と8月には100トン以上の船舶保険加入船が21回入港いたしておる、こういう状況でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） それでは、何点か伺ってまいりたいと思います。

まず最初に、防災の問題でございますけれども、自主防災組織、今高松町で防災部が設置されますと19ということですが、組織率からいって24.7%になるということですが、まだ組織率でいきますと、鳥取県内でも米子市とびりを争うような組織率でございます。1年度で2組織とか3組織程度ではなかなか組織率は高まらないと思いますので、もっとスピードアップをするようお願いをしたいと思います。

質問の件は、現在19の防災会が組織されることとなりますけれども、その訓練等についてかなり温度差があるように見受けられます。例えば米川町の防災会などは毎年自治会の方々に集まって訓練をされて、炊き出しの訓練とかいろいろ、消火の訓練とかそういったのをやっておられるようでございますけれども、組織はつくっても活動は余りしていない

というようなところもあるように見受けられますけれども、その辺の実態、活動状況についてはどのように把握されていらっしゃるでしょうか、ちょっとその点をまず最初にお答えください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 産業環境部長から答弁をいたさせます。

議長（下西淳史君） 松本産業環境部長。

産業環境部長（松本健治君） 市長にかわりまして自主防災組織の活動状況についてでございます。

確かに、渡辺議員がおっしゃるように、それぞれの地区についてばらつきがあるのも事実でございます。市の方といたしましては、それぞれの19地区について、詳細にその活動状況を把握しておるわけではございませんが、できる限りそういった日々の備えといえますか、そういった災害に向けての取り組みに力を入れていただくよう市の方からも要請をしてみたいというふうに考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） できる限り、自主防災組織をつくって最初の何年間かはおやりになって、もうここ数年何もやってないというところがあるようでございますので、そういう実態をお調べをいただきまして、消防署等の御指導をいただいて、いざというときに役立つ組織でないとせっかくつくっても意味がございませんので、その辺のところをきちんと市としても指導していただきたいというふうに思います。

それと、地震があるたびに耐震化という話が出てくるんですけども、この地区でも5年前に鳥取県西部地震がございまして、その後、耐震化の話もありましたけれども、日がたつにつれ、そういった話が全くなくなってしましまして、実際に耐震診断を受けて耐震化をするということは本当に大きな費用がかかりますのでなかなか難しいとは思いますが、どのように考えておられるのかお答えをいただきたいと思います。

市の施設で、教育にかかわる施設の中で一番古い境二中は診断を受けられたというふうに聞いておりますが、その後、耐震化についてどうするという話はどうなったのか全く知りませんが、その辺のところもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 御指摘のように、文教施設につきましては一番古い境二中の耐震の診断をいたしました。そのほかの施設については診断をいたしてはおりませんが、おっしゃるようなこれにも莫大な費用がかかるわけございまして、そういった建物の耐用年数等も考えながら、今後必要なところがあれば実施をするという方向で考えたいというぐあい

に思います。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） 最近よその自治体で、一般住宅といいますか、そういった住宅について耐震の診断に補助をするというような動きも出てるように伺いますけれども、境港市につきましては、そういう一般住宅に対する診断の、例えば補助は出さないにしても、診断の勧めなどは考えておられませんでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 平成12年の西部地震の際には、倒壊した家屋の建てかえについて、県と境港市で折半で300万という補助金を出したわけでありましたが、そのときにもいろいろと私有財産に税を投入するのはどうだろうかというような議論もまた別個あったわけでありまして。お話のように、民有のそういう家屋等の耐震診断に税を投入して補助をするというようなことについては今のところ考えておりません。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） ちょっと火災の話になりますけれども、消防法が一部改正をされまして、来年の4月1日から、新築の住宅については火災警報器を設置するというのが義務づけられたようでございます。火災発生時に逃げおくれによる死亡というのを防ぐためということで消防法が改正されたというふうに聞いております。既存の住宅については、県、それと県内の消防局ですから、この辺ですと西部広域行政管理組合の西部消防局の方で条例を制定をされて対応することとなっておりますけれども、その辺、火災警報器の設置についての考え方といたしますか、どういうことになるのかちょっとお聞かせを願いたいと思いますけれども。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

松本産環部長。

産業環境部長（松本健治君） かわりましてお答えをいたします。

消防法の改正に伴いまして、新築の住宅には火災報知機の設置が義務づけられたところでございますが、既存の住宅についてはそういった義務と申しますか、そういったものはございませんが、ただ、経過措置と申しますか、3年から5年以内にといい、そういった期間はございます。現在既存の住宅の火災報知機の設置の問題については、西部広域の方で検討中だというふうに伺っております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） 次に、水産業振興の方に移りたいというふうに思います。

マグロの問題ですが、マグロの卵を珍味と申しますか、そういう加工品にして販売をす

るというお話を伺いましたが、マグロそのものを、生マグロ日本一ということで大変結構ですけれども、超低温の冷凍と申しますか、そういう処理をして計画的な出荷はできないものだろうかというふうに考えておりました、生でそのまま出しちゃうよりも、境港で冷蔵庫で保管をして市場に計画的に出すという方法ができれば付加価値が高まるのではないかなというふうに思いますけれども、その超低温の冷蔵庫を設置するというのもなかなか、先ずっとマグロがとれるのかどうか、そういう保証もないわけですし、大変難しいと思いますけれども、市長さんの方はどういうお考えでしょうか。そういう考えありましたら。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） おっしゃるように、生マグロをこの境港で急速冷凍をかけて貯蔵して、例えばいろんな時期にタイミングを見て出荷をすると、そういうようなことも考えられるわけでありまして、伺ってるところによりますと、現在ではそのマグロを冷凍する能力のある冷蔵庫はなかなかないということ。どうもマイナス40度ぐらいないといけないというようなことを聞いておりました、こういう施設をつくるということになると、今おっしゃったようにこのマグロが毎年毎年同じようにとれなきゃいけないというのが前提になるでありますし、このあたりは水産業界の皆さんともお話しする中で一つの話題として出して、ちょっと御意見等も聞いてみたいと、このように思います。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

渡辺議員。

10番（渡辺明彦君） 次、カニの方に移りますけれども、北朝鮮のカニが77%減ったというお話はきのうございました。地物が33%ふえておるということで、その差を見ますと、原料確保にそう影響はないというような状況ではないと思うんですけれども、業界の方にちょっと聞きますと、ベニガニからズワイガニを一部やってるとか、そういったベニズワイが不足する分をほかのカニの加工を取り入れてるとか、そういったようなこともあるようでございますし、ベニズワイガニを、国内物の分ではよそから持ってきてるような状況はないのかどうか、そういったことについてもうちょっと詳しい調査なりなんなりをされるべきと考えますけれども、その辺のお考えをお聞かせください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） ベニズワイガニの原料の確保であります、休漁期に入るまで、6月まで、これについては、先ほど申し上げましたように、地物が33%の増、そして輸入ものが77%の減ということではありますが、このほかにも、今お話が出ましたように、北海道の方からの国内の輸入が行われているようであります、原料の量を申しますと、国内の輸入物を差引きますと約700トン程度のマイナスだということのようであります。市場の取扱量は逆に290トンふえていると、そういうような状況でありまして、全体としてはそう大きな影響はないというぐあいに伺っておりますが、例えば下請の業者の仕事

がその間少し落ちた、あるいはほとんどなくなったというようなことは私も直接話を伺っておりますけれども、廃業されるとか、他の魚種への加工に転換するとか、そういう状況にはまだなっていないというぐあいに聞いておるところであります。いずれにしても、詳しいそういった状況につきましては我々はもっと情報収集を強めて把握をしていきたいというぐあいに思います。

休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩いたします。再開は1時10分といたします。

（11時15分）

再 開 （13時08分）

議長（下西淳史君） 再開いたします。

水沢健一議員から、午後の会議に欠席の通知がありましたので、御報告いたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

南條可代子議員。

13番（南條可代子君） 9月定例市議会の開催に当たり、私見を交えながら質問をしてまいります。誠意ある御答弁を期待するものであります。

初めに、境港市行政改革大綱についてお伺いをいたします。

厳しい財政状況の中で、限られた資源の有効活用のために個々の事務事業のコストを把握したものを市民に公表して行政サービスを市民評価の対象とするため、事務事業コスト一覧の作成を御提案をいたします。これは、行政評価制度の事務事業を評価し改善するために、各事務事業に要したコスト比較をするものであり、経済情勢が厳しい我が地域にとりましては、これまでの行政サービスのあり方ではなくて、これからは市民に取捨選択してもらい必要もあるのではないのでしょうか。市民に対して事業コストを理解していただくための一つの視点と考えるものであります。市長の御所見をお伺いをいたします。また、現在の事務事業評価システムの導入状況につきましてもお伺いをいたします。

2点目に、行政評価制度の導入につきましても、導入方針並びにシステム構築についてどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。行政評価システムは、政策や施策、事務事業についての目的を明確にし、計画、実行、評価、改善のマネジメントサイクルを使い、事業の必要性、有効性や効率性など市民へのサービス提供の量や成果などを指標などで客観的に評価、改善につなげていくものであり、効率的な行財政運営や、職員の意識改革、説明責任を図るため有効ではないかと考えるものであります。

次に、指定管理者制度についてお伺いをいたします。

平成15年9月2日から施行された地方自治法の一部改正において、指定管理者制度が導入されました。この制度は、今議会で提案されていますように、指定の手続等を条例に定め、議会の議決を経て、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行するもの

で、十分なサービス能力が認められるならば株式会社等の民間事業者も指定管理者になることができます。したがって、効果的な管理運営が図られるよう比較精査し、最も効果的に、効率的な管理運営がなされるよう検討することが望まれます。費用対効果、行政責任の確保、法令との適合性とか受託能力など、総合的に勘案しながら公共施設の管理運営に、また、あり方の見直しが必要であります。今後も行政責任は残るものであり、行政が任せきりではなく、そのノウハウも吸収して公募者を評価できる能力が問われる立場となります。その意識改革が必要となってまいりました。いかがお考えでしょうか。そして、これからはそれらを見据える第三者の評価機関が必要であると考えます。市長のお考えをお伺いをいたします。

次に、福祉問題についてお伺いをいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によりますと、2025年にはひとり暮らし世帯の割合が全体の3割を超え、65歳以上が世帯主の高齢者世帯が現在の5軒に1軒から、2025年には5軒に2軒までふえるとあり、厚生労働省は来春の介護保険制度改革に、要介護にならないよう10年後をにらんだ対策としていますが、高齢者の急増に施設や人手の必要性が今後ますます重要であるとありました。助け合い、支え合い、みんなが笑顔で暮らすまちを将来像に掲げた本市地域福祉計画が他市に先駆け、平成16年3月に策定されましたことは評価するところでございます。その計画の推進のためにもお伺いをいたします。

この夏、健康づくりの一環として、介護予防地区研修会が開催され、各地区から20人から50人ぐらいの参加者だとお伺いをいたしました。今後市民への知識の普及と啓発のためへの努力をお願いしたいと考えます。高齢者が生涯にわたり生き生きと暮らしていけるように、健康増進、疾病予防と痴呆対策など、さらなる充実とあわせ、高齢者が要介護状態にならないよう介護予防対策に取り組むことが重要な施策であると考えます。介護予防は、高齢者対策課、健康対策課にまたがった一連の総合的事業であり、各課が常に連携をして取り組みをしていただいていると思いますが、制度改革がなされたこれから、総合的な介護予防システムの確立に向け、要介護高齢者には新予防給付、これ以外の高齢者には地域支援事業となるためにも、効率的な組織機構の見直しが必要ですが、いかがお考えでしょうか、市長にお伺いをいたします。

さらに、介護予防を地域で支える環境整備として、今後市民が一貫してサービスを総合的に利用できることが重要になってまいります。介護関連施設の周知を今以上にさせていただき、案内板を幹線道路に設置したりを含め、市民への情報提供に努める必要があります。市長の御所見をお伺いいたします。

さて、私たち公明党議員団で、先般北海道伊達市の地域生活支援センターを視察し、障害者が地域で暮らすシステムを勉強してまいりました。人口3万6,000人のまちの中で約300人の知的障害者が普通の生活をするための地域住民の支援システムのすばらしさに大変感銘を受けました。4人の正規職員を中心に、約100人のスタッフで、24時

間、365日体制で支えており、障害を持ちながら結婚や就職という普通の生活を可能にしております。北海道立太陽の園という施設を出て、市内111カ所の民間を含めたアパートやグループホームでの暮らしと、約70カ所の職場の雇用を勝ち取るまでの御苦労は大変なものがあったと推察いたします。行政としては財政面などの支援をしています。当センターの説明によりますと、施設入所にかかわる費用より、このように自立支援にかかわる費用の方がずっと少ない。そして、障害を持つ方にとっても、人間性を尊重したシステムであるとの説明でありました。今後新たな課題はあるものの、安心な生活の確保と、地域全体で支え合うネットワークの確立について、市長のお考えをお伺いをいたします。

最後に、不妊治療費補助についてお伺いをいたします。

子供が欲しいけれど、恵まれない。不妊治療には時間と多額の治療費が必要とされております。現在何らかの原因で不妊に悩む夫婦は10組に1組と言われております。出産後の環境整備はもちろん大切ですが、その陰に多くの不妊症患者がおられることも視野に入れて少子化問題を考えるべきであると考え、今回御提案をさせていただきます。

不妊治療は、人工受精や薬物療法などの、女性の体内で自然に近い妊娠を目指す一般不妊治療から始め、2年を経過して妊娠しない場合、また、男性に原因がある場合など、生殖補助医療と言われる体外受精などの特定不妊治療に移行するようです。特定不妊治療は保険適用外で、体外受精は1回20万円から50万円程度、顕微受精については100万円を超える場合もあり、体外受精の成功率は20%程度で、何回もの手術を必要とすることにもなり、経済的負担も多くのしかかってまいります。そのため国は平成16年度から少子化対策の一環として、高額な不妊治療費の経済的負担の軽減を図るために保険適用外の不妊治療費について、10万円を限度に2年間の補助事業を県と開設いたしました。県によりますと、初年度の平成16年度は116件の申請を受け付けており、現在不妊治療者数の調査中であるとのことですが、厚生労働省では、今後も期間延長が必要として、5年に引き延ばす方針を固めたようです。妊娠から出産、そして育児と、子供が成長するまでを支援する一連の施策は少子化対策として重要であります。制度の成果、また評価をしていただく中で、市としての支援策を求めるものであります。市長の御所見をお伺いをいたします。以上でございます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行政改革大綱について2点お尋ねでございますが、初めに、事務事業コスト一覧の作成と行政評価システムの導入状況についてのお尋ねでございます。御提案の行政評価を行政サービスに対する市民評価に利用するという点につきましては、市民にとって非常にわかりやすく、そういった指標になるものと私も考えております。しかし、この作業に要する労力は大変大きなものが予想されます。行財政改革により職員の削減を進めている現状では、評価対象の事務事業を絞り込む必要があります。その絞り込んだ事業につい

て、市民の御意見、評価をいただき、今後の事業実施に反映させていきたいと存じます。導入状況といたしましては、昨年、少数ではありますが、試行を実施し、その成果を踏まえて、平成18年度から順次対象事業を広げて実施したく準備を進めることといたしております。

行政評価制度の導入方針並びにシステムの構築についてでございますが、行政評価の有効性につきましては南條議員が述べられたとおりであると存じます。この行政評価の導入方針といたしましては、行政の事業を市民にわかりやすく説明することとあわせて、事務事業の効率性の向上及び職員の目的意識とコスト感覚を涵養するなど、職員の意識改革に重点を置いた評価制度としてまいりたいと考えています。そして、社会環境の変化に対応でき、その時々で市民の欲する評価事業、評価内容を選定するため、例えば行政改革推進委員会やまちづくり市民委員会からの意見を取り入れるなどのシステムの構築を考えているところであります。

次に、指定管理者制度について、第1点が、公募者を評価する能力が問われる立場となり、その意識改革が必要となるが、どのように考えているかというお尋ねでございます。指定管理者を募集し選考する際には、団体等の提出した事業計画書等を精査をし、点数化してその合計点をもとに民間の委員を含む選考委員会を選考することといたしております。点数化するに当たりましては、透明性、公平性を確保する観点から、だれが採点しても同じような点数となるような選定基準を設けたく、今は専門性を必要としない先進事例等の収集に努めているところでございます。

また、第三者評価機関の利用についてでございますが、境港市の指定管理者制度は、標準的な指定期間を3年と定めており、また、公募を原則としております。つまり3年に1度は指定管理者は選定基準に沿った選考を受けることとなりますので、その間の評価、外部の意見なども当然選考の参考にしたいと考えております。また、来年度以降の選定委員会につきましては、より多くの利用者団体の方々が委員として参加できる体制を整えるなど、利用者の声を評価に反映させていくことを検討してまいりたいと考えております。指定管理者制度につきましては、まだ多くの自治体を手探りの状態が続いているようでございます。指定管理者につきましては、先進事例が少なく、実施情報がやっと流れ始めたところでありまして、南條議員がおっしゃる第三者評価機関の利用につきましても、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

次に、福祉問題についてお尋ねでございます。

初めに、総合的な介護予防システムの確立に向け、効率的な組織機構の見直しが必要でないかというお尋ねでございます。ことしの7月11日に、認知症予防のために今できることをテーマとした講演会、そして、7月26日から7地区で開催させていただきました地区の健康づくり、介護予防についてみんなで考えようをテーマとした研修会を、高齢者対策課、健康対策課と、そして2カ所の在宅介護支援センターの連携で取り組んできました。介護予防にいたしましても、高齢者になってからではなく、若いときからの健康づく

りが必要であり、今後もこの連携はますます重要になっていくものと考えております。さらに、介護保険制度の見直しの中で、幸朋苑やはまかぜで新たに創設が検討されております地域包括支援センターにおきまして、保健師を配置されることになっております。介護予防、地域支援事業を進める上では多様な分野を担当する保健師同士の連携が重要でありまして、現在の体制での連携をより強化をしていきたいと考えております。

次に、介護関連施設の周知を今以上にし、案内板を幹線道路に設置するなど、市民の情報提供に努める必要があるという御意見でございます。介護保険関連施設の周知といたしましては、境港市介護保険サービス事業所マップを作成をし、市の窓口や在宅介護支援センター、サービスを利用するときに相談をするケアマネージャーの事業所、公民館に配布をいたし、周知に努めております。案内板の設置につきましては、それぞれの事業所が必要に応じて対応されるべきものと考えておりますが、市といたしましても常に最新の情報を提供できるように努めていきたいと考えております。

次に、障害者を地域で支え合うネットワークの確立が必要であるというお尋ねでございます。施設生活から地域生活へ、障害のある方が地域社会で可能な限り自立をし、安心した生活を営むためには、取り巻く環境、とりわけ人的な支援の仕組みが非常に重要であると、私も同様に考えております。現在、市では福祉の店での交流スペースの活用による障害者作品展の開催や、障害者施設との連携によるイベント交流等、障害のある方の社会活動の促進を支援をいたしております。今後も市民の皆さんと協働し、境港市地域福祉計画による助け合い、支え合うまちづくりの実践を進めていきたいと考えております。

最後に、不妊治療費の補助についてでございます。

国は、平成16年度から不妊治療にかかる医療費の助成制度を創設いたしました。この経済的負担の軽減策は総合的な少子化対策の一環として国が対応すべきものであり、全国市長会において長年要望してまいった経過がございます。少子化対策の一層の充実を図るため、現在全国市長会ではこの制度の財政措置の拡充を図るよう引き続き国に要望しており、市といたしましては、この助成制度の市民への広報に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 御答弁ありがとうございました。それでは、順次質問をさせていただきますと思います。

再確認でございますけれども、事務事業評価システムにおきまして、これは市として制度化になってるのかなのか、改めて確認させていただきたいと思うんですが。

議長（下西淳史君） 答弁求めます。

安倍総務部長。

総務部長（安倍和海君） 市長にかわってお答えします。

この事務事業の評価制度でございますが、これがきちっとした制度になっているかとい

うお問い合わせでございますね。これは市長が先ほど答弁もしておりますが、試行という段階でやっております。今年度、事業評価調書ということで、これは事務レベルでございますけれども、他市町村の、あるいは他県の事務事業評価システムを勉強いたしまして、どういう利点があるのか、あるいはいろいろ項目が多岐にわたっております。例えば島根県なんかの場合でございますと、大変な項目、あるいはそれに要する説明の時間等、ただいろいろメリット、デメリットがそれぞれの様式であるようでございます。そういう中で、今事務レベルとしましては一応の調書を試案としてつくったところでございまして、それにつきまして事業を試行的に今年度やったということでございます。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それでは、先ほどの市長の御答弁にもあったように、18年度からやるっていうことでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁求めます。

安倍部長。

総務部長（安倍和海君） 今、今年度やっておりますこの試行の成果を踏まえて、来年度から順次この事業の項目をふやして行ってやっていこうというふうに今考えておるところでございます。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） これにつきましては、私一番大事な要素だと思うんですね。やっていけないいけないんですが、その万全な体制を整えるってことが私は一番大事だと思うんです。何を目的としてるのか、また、実施要綱はどうか。それから、調書、いろいろツツあると。それに対して調書を書いてもらうと。いわゆるその調書をどうするか。審査会にかけていくのかどうか。評価要綱はどうしていくのかってような市としての取り決め、いわゆるきちっとした制度化が必要であろうと思うんですが、市長はどのように考えておられるのでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁、安倍部長。

総務部長（安倍和海君） かわってお答えしますが、実は先ほど申しましたように今、試行段階でございます。これは私どもが見てまいりますと、実は行政評価といいますと、これは全国的に、あ、行政評価、すごいすごいとメリットの部分が、非常に学会におきましても、それからマスコミにおきましても、行政評価といいますとクローズアップされるというのが現状でございます。ただ、先ほど市長が申しましたように、職員数を減らしている現状の中で、これは私どもが考えますのは、この行政評価を実施することによって、できるだけ省力化をしながら効果を大きいものにしたいというふうに思っておりますので、その事業項目、細目にわたる細分化されたもの、どこの部分まででメリット、効果を上げることができるかというのを今一生懸命やっておりますところでございます。例えば西部

の、西部圏域における市町村におきましても、こういう行政評価、事務事業評価に取り組んで既におられるわけです。その取り組まれる前に、実は大変な経費もかけておられると。なるほどコンサルにお願いすれば大変立派な調査評価調書というものがあるわけですが、ただそういう経費のこと等も総合的に勘案しまして、今一番いいのは何なのかということを試行しておる段階でございますので、今後またその試行のまとめができますれば、また議会の方の皆さんとも相談申し上げながら来年度に取り組んでいきたいと、そういうふうに今の段階では考えておるところでございます。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） じゃ、来年度に向けてやるということですので、しっかり充実した成果が出るような、そういう一つの事務事業評価システムというんですか、制度化をやっていただきたいなっていうふうに思います。これをやはり公表していく、その一つの流れをつくっていただきたいなっていうふうにも思っております。

次に、指定管理者制度について移らせていただきます。管理の面からですけども、やはり公の施設の管理ということになれば、総合的に評価していかなければいけないと思うんですね。その中で各施設を丁寧に、やはり手法の選択、この施設はこういうふうに使っていくことがっていうような、いわゆる一つ一つ丁寧に一つの手法の選択ってということが必要ではなかろうかと思うんですけれども、その取り組みに対して市はどのようにされておられるのかお聞きさせていただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 指定管理者制度の導入に当たりまして、指定管理者となる者につきましては、今、南條議員がおっしゃるように、該当する施設の管理運営に当たりましては、その指定管理者と私どもの方で詳細にわたるそういうものを定めるような考え方になっておりますので、御指摘のような点についてはその中できちっと担保をしていくというぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） 次に、今後やはり苦慮していかなければいけないっていうんか、考えるところは不安っていうのが、申請者数、公募をかけていく中で受け皿がどうなのかっていう一つの不安要素もあるんですけれども、やはりこのことに関してはどう思っておられるんでしょうか。

議長（下西淳史君） 中村市長。

市長（中村勝治君） 指定管理者になる受け皿のことだというぐあいに思いますが、今大体指定管理者を公募する施設、公募しないで指定管理者を定める施設、大まかに区分けをしておりますが、今のところ、いろいろ情報が入ってきておりますのは、既にこの施設に

については自分たちが手を挙げたい、そういうようなことも幾つか入ってきておりますので、応募はあるものというぐあいに思っておりますが、ただ、体育施設については公募をするということになっております。この方についてはそういった話はまだちょっと耳にしておりませんので、どうなるのか公募を試みなきゃいけません、ぜひ手を挙げていただく団体、出てくることを願っております。そういうことであります。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） じゃ、私もそのように望んでおります。

続きまして、福祉問題なんですけれども、伊達市に行かせていただきました。本当に、中心者となっておられる方っていうのが、やはり20年余り頑張ってきた方がおられました。その中で100人ぐらいのスタッフがおられるんですね。それで、この方は全員パートでございました。その100名のスタッフっていうのが、自分のできる範囲で支援していこうっていう、この方々の集まりでございました。本当にすごいなっていうふうに私は驚嘆させていただいたんですけれども、その中でもう一つの視点っていうのが、本気にここまで来たっていうのは、やはり障害者を持つ家族の方、この方の頑張りがそこにはあったんだなっていうふうにして再認識させていただいたんですけれども、その方々が基金を設けて、民間のアパートを借りたりや、改造したりや、購入をしたりやっていうふうにして頑張ってきた。この現在があるっていうふうにして言っておられたんですけれども、本市におきましても、ボランティアセンターも設置されました。ボランティアという、本当に個々の精神を吸収して、一人一人のこのボランティアの精神を生かして一つのものにつくり上げていくっていう、この支援システムっていうのは大事ではなからうかなっていうふうに思うわけなんですけれども、やはり一つのものにつくり上げていくっていう、その支援のシステムづくりには違った味が出て、行政がやるっていうだけじゃなくって、新しい味がそこには出てくるんじゃないかなっていうふうに思うんですけれども、この道づくりに対して、行政としてもやはり将来を見据えての議論だとか、そういう会合っていうふうにしてやって、積極的な話し合い、議論をしていく必要があると思うんですけれども、そのことに関してはいかがでしょうか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） そういった支え合いのシステムといいますか、ネットワークといいますか、これ大変大切なことでございます。例えば境港市ではまつぼっくりっていうのが今立ち上がって、それに市民もたくさん支援をして活動なさっておりますが、これらも当初はそういう障害を持つ方々の御父兄の方、そういう方が非常に中心になって動かれた。そういった熱意に多くの市民が賛同して今日のまつぼっくりが運営されているわけでございます。本当にそういう取り組みというのは大変大切であるというぐあいに思っております。ボランティアセンターも今立ち上がったところでございます。なかなかまだ日が浅い

ものですから、そういったフル回転のそういう活動というのはまだまだできてないように思いますけれども、一番何よりも大切なことは、やはり地域の人々が自主的にそういった支援に参画をしていくと、そういう意識を持つことも大変重要でなかろうかというぐあいに思います。私も行政といたしましても、そういった環境の醸成に支援をしていく、こういう考え方でおるところでございます。そして、いろんな市民の活動に対する支援制度というのも今年度新たに助成制度を設けておりますので、そういった制度も大いに活用されたらいいんじゃないかと、こういうぐあいに思います。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） まつぼっくりさんにしても、やはりボランティアにしても、ここまで来たっていうのは周知の上で話しさせてはいただいているんですが、以後の在宅っていう面からのいわゆる将来境港のその地域福祉の充実っていう面で私は話をさせていただいているんですけども、先ほど市長が言われましたように、市民協働っていう中で、具体的に新しくそういう道筋を立てるには、おのこののそういう一つの自主的な活動を吸い上げてコーディネートしていくっていうのは行政の私は役割であろうと思うんですけども、やはりその道筋っていうんですか、コーディネートしていくっていう。地域振興課の方でやっておられるっていうのは重々承知してはいるんですけども、やはり市民協働、協働っていうのがいわゆる言葉が先行いたしまして、部分もでございます。その中で、市民協働室とかそういうような課をつくるおつもりがあるのかなのか、お話を聞かせてください。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 私は17年度の市政運営をするに当たりまして、協働と改革ということテーマに今進めておるわけでありまして、今、南條議員が御指摘のように、そういう協働という文言を使った機構をつくったら、組織をつくったらどうかということですが、これ少し検討させていただきたいと思います。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） じゃ、前向きに御検討していただくようお願いいたします。

それとあわせて、不妊治療の方でございますけれども、しっかり広報、啓発、使えるような形でのケアをやっていただきたいと思います。以上でございます。

議長（下西淳史君） 次に、長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は9月定例市議会に当たり、市政一般について中村市長の所信をお伺いします。

まず最初に、政治姿勢についてであります。

中村市長の政治姿勢は公平で公正なもので、市民から評価されておりますが、政治にダイナミックな迫力が感じられなく残念であります。当市の元気印は鬼太郎とマグロとカニ

であり、しょせん他力本願的なものであり、本来は自立的なもの、市民に具体的行動を誘発させる政策を実行すべきであります。初代の足立市長は誠道団地の造成、柏木市長は下水道と竹内団地の着手、安田市長は石油タンク基地の移転と弥生団地の着手、黒見市長は鬼太郎関連施設と夕日ヶ丘団地の造成であります。中村市長は行財政改革で財政の立て直しを図っております。鬼太郎関連施設は阿部元教育長の発想と熱意が発端であったし、水木しげる先生が本市から生まれたから実現したものであります。夕日ヶ丘団地も、外部圧力があったものの、中浜畜産団地破綻による中浜校区を救済しようという情熱が実現させたものであります。当市の現在は、市の努力のほかに、社会福祉施設の幸朋苑や光洋の里、渡、外江団地などの造成をした山陰住建、高力、ショウホク、その他の不動産会社の努力のたまものであり、深く敬意を表するものであります。

夕日ヶ丘団地の実現に限定していえば、畜産団地の売却で問題解決することになり、私の仲介業者が42億円を提示、仮契約したところ、地元代議士の進める62億円提示の会社に方向転換し、交渉したが、架空会社で、振り出しに戻りました。その後、当市の経済界有志がふるさと資金でゴルフ場建設に向かいましたが、中浜農協組合内部の事情などもあり中座しておったのであります。花本県農協会長の強い要請で苦渋の決断をした結果であります。安田市長は、当団地の破綻は県農協の指導と県の監督責任であり、その責任者が解決すべきだと強く迫っていたのであり、その当時に着手しておれば最も景気のよい時代であったので、住宅も満杯になったと悔やまれてなりません。私の新団地建設の提案に、不動産屋の手先になるつもりはないと断ったものであります。だれもが先が読めると自負しておりますが、振り返ってみれば錯覚であり、安田市長の判断ミス、黒見市長の鬼太郎関連施設建設の着手おくれミスなどなど、その判断は難しいものであります。行政改革に取り組みつつ、将来の確かな発展につながる具体的政策を敢行しなければ将来に禍根を残すのであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、職員の意識改革についてであります。

中村市長の努力もあって、職員の意識改革も前向きになったと伺っております。職員は市民の立場に立って市民の声を真摯に聞くべきであり、その考え方を理解し、その実現方に邁進することです。例えば各市民団体に職員を配置し、時間外の行動をともにさせれば、民間が何を考え、官は何をすればまちの活性化が図れるか実感できるのであります。現状は民間の企画を官の考えで審査、評価するだけであり、まちづくりに貢献していないのであります。イベントに参加するばかりでなく、一年の期間を通じて参画することが重要であります。協働のまちづくりは市民が主役で、官は事務局と理解しなければ決して成功するものではありません。官が管理者と考えてる間は協働のまちづくりは線香花火のごとく消え、残るは職員数の削減の怨嗟の声が充満するだけであります。一番よい例は、職員1人に田んぼ1反を受け持たせることです。米の収穫には4月から11月まで88日手をかけなければなりません。人間の努力のすばらしさ、自然の厳しき、物のありがたさ、人に対する感謝の気持ちも理解できるし、他人と協調しなければ作物の収穫は

できないこともわかり、人の一生の簡易体験版ができるのであります。当市としても荒廃農地が解消され、職員の意識改革も特段に進むからであります。市長も幾ら多忙でも1反ぐらい1人でできるし、その姿勢で職員を動かすエネルギーにもなります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、市民参画社会の実現についてであります。

指定管理者制度の導入に当たり、原則としてすべてにする方針であったのに、現実には極めて少ないのであります。大部分の教育施設も可能であり、何ゆえ直営なのか疑問であります。一番収益性の高い水木しげる記念館こそ民間に委託すべきであったと思うのであります。民間活力が実証されれば市民もどしどし参画する機運が醸成されるのに、苦勞と出費の予想されるものを指定管理者制度に選定し、もし失敗すれば多大な精神的打撃となり、市民参画社会の実現は崩壊するのであります。民間活力を活用してサービスの向上を目指すといいますが、砂上の楼閣にならなければと危惧するものであります。外部圧力でもあったと勘ぐる人もあります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、民生委員などの活動支援一元化についてであります。

民生委員、民生児童委員、保護司、更生婦人会、人権擁護委員などが青少年の健全育成や福祉事業に活躍されており、心から感謝するものであります。それぞれの委員は厚生労働省や法務省に属しておりますが、末端の地域社会では活動をともにしております。しかしながら、活動資金に差があり、各委員会も苦慮しております。約30年前に保護司の活動資金集めに各自治会へ20円寄附依頼の封筒の配布を依頼され、協力する自治会、しない自治会がありましたが、現在は金額も上がっており、ほとんどの自治会が協力しております。この資金などをもっと充実して、それぞれの委員会が使用できるように一元化すべきであります。特に人権擁護委員会に活動資金が少なく、持ち出しして児童虐待などの問題解決のために真摯な努力をしてると伺います。市も、人権政策課に職員を配置し、各種委員会のお世話をさせ、青少年を取り巻く環境浄化に努めるべきものであります。市は窓口を一本化して安全で安心な社会を構築する責務があります。中村市長の所信をお伺いします。

次に、毒性公害物質の安全処理についてであります。

最近美保湾へ医療機器などの漂着や、漁網へのエチゼンクラゲの混入処理で市民の安全が脅かされております。医療機器等は対岸諸国からのものであり、外務省を通じて嚴重に抗議すべきであります。市としても、対岸の市へ不法投棄をしないよう働きかけるべきでもあります。エチゼンクラゲの処理を弓浜工区の農地に埋めると伺いましたが、毒性について問題がないのか、あるいは有効活用の方法はないのか検討すべきであります。アスベスト材の処理についても真剣に取り組む必要があります。市内の農協施設や民間の工場施設にもたくさん使用されており、その解体作業に当たった作業員はもうもうたる粉じんの中でマスクもせずに取り壊していたといえます。また、大篠津の工場では敷地内にたなざらしにされたり、地中に埋め、農業用水路に流れてるともいいます。そんなことで

市民の健康は守れないのであり、保健所と連携して当市内からアスベスト不安を除去するとともに、毒性公害物質の安全処理には細心で最大の努力で臨んでいただきたいのであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、スポーツ施設等の利用料金の見直しについてであります。

市立施設の利用料金は、原則として施設は有料で屋外は無料であり、個人利用よりグループ利用を基本としております。しかしながら担当したときの職員の考え方で条例が定められているので、考え方にばらつきがあり、統一されておらず、現在から判断すると理路整然とされていないのであります。個人利用があるのは体育館と温水プールで、あとは部屋とスペースになっているのであります。屋外のスポーツ広場などは夜間照明代だけであり、スペースの独占使用料は無料であり、公平性を欠くのであります。小学校の体育館は有料で公民館の集会室は無料であり、同じストレッチ体操をしてるのになぜかと聞かれるのであります。この際、全施設を有料にし、時間やスペースの占有を基礎として利用料金を見直すべきであります。しかしながら、子供や婦人、高齢者の教育、生涯学習や福祉健康増進のために行うものに限定して減免規定を設けるべきであります。利用料金をそれぞれの条例で決めておりますが、料金だけを統合して一本の条例にまとめれば改正も1回で済むこととなります。電気代も10年前より高くなっている所以、その都度見直す必要もありません。中村市長の所信をお伺いいたします。

次に、教育専門職大学院の誘致であります。鳥根大学は鳥取大学と連携して、同大学内に教育専門職大学院を設置すべく準備していると伺います。今日の教育力の低下の大部分の責任は教育学部を持つ大学にあり、その反省もない教育学部に設置の資格はなく、また、無責任な教育機関ができるだけあります。教師は各界から集め、経験豊富な教師OBなどを採用し、現状の停滞した教育環境を打破し、活力のある教育現場にする必要があります。そのためにも大学主導型でない教育専門職大学院にすべきと思います。環境大学も設立に当たり多くの課題があったものの、現状は鳥取大学をしのぐ県民貢献をいたしております。鳥取県の教育界に期待し、水産高校跡地に設置を強くお願いするものであります。中村市長の所信をお伺いいたします。

最後に、生きる力の実践教育であります。

文部科学省を初め、政治家も将来を担う子供たちの生きる力の養成に懸命の努力をしておりますが、成果が実るところかますます泥沼に陥っている所以であります。原因は何か深く反省すべきであります。戦後の日本人は、貧しさの克服のため経済的豊かさを追求する余り、真・善・美を忘却したのではないかと。国民挙げて金や権力に寄り添って、人間は何か反省してなかったのではないかと。780兆円の借金も、自分のふるさとをよくするため国から政治家が予算を獲得し、施設を整備したからであります。国民もそれを求め、その政治家に投票したからであります。結果的に、私も含め国民が悪いのであります。これからは自分の働いたお金の範囲内で精神的な豊かさを求め、つつましく生きる生き方に変えざるを得ないのであります。そうすれば道辺の花にも無上の喜びを感じら

れるのであります。ある人が、テレビの化粧品のコマーシャルで、これを使うとこんなに美人になるよと言って美人女優を使うのは、だれでも美人になると誤解させるものであると言っておりますし、デパートの1階売り場すべて化粧品店に占領されていることから、美しさをも金で買えると錯覚させているのであります。生きる力とは、いかなるときも自分を見失わず、すべてのものに愛情をかけて、たくましい生き方をすることであり、自分や自分の周囲だけよければよいという独善に陥ってはならないということであり、究極の境地は、自我を捨てて無になることであり、その意味で、教育、読書活動の徹底こそ人間だけしかできない英知であり、時間、場所に制約されずに実施できる有効な手段であります。読解力を向上させ、見えない事象を悟らせることでもあります。当市民が今こそ心の中に幸せが宿ることを自覚すべきであります。中村市長の所信と具体的な施策をお伺いして、質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、政治姿勢についてであります。これまでも申し上げておりますとおり、本市が将来に向け、自立して存続していくためには、今まず行財政基盤を確立し、財政再建への道筋をつけることが喫緊の課題であり、これが私に課せられた使命であると、このように考えております。その過程におきましては、公明正大な市政運営を通じ、市民との信頼関係を構築するとともに、協働のまちづくりにより全市的に自治意識を高めていくことが不可欠であると考えております。昨日もお話ございましたが、私は私の任期の間はじっと我慢のときであると、こういうことを申し上げました。これは、じっと我慢するということはイコール何もしないということではないわけでありまして、17年度予算におきましても、将来の発展あるいはまちづくりの芽につながるようなソフト事業を新規計上もさせていただいておるところでございます。今後におきましても、教育、福祉の充実を初め、観光振興など産業の活性化に向けた新たな施策に可能な限り取り組んでまいり所存であります。私自身もさらに精進をいたし、この難局に立ち向かっていく所存でありますので、今後とも一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、職員の意識改革についてでございます。

協働のまちづくりを推進するには、職員が市民団体の活動に参加することが必要であるというお尋ねでございます。協働のまちづくりに向けた職員の意識改革について、長谷議員から、みずからの体験も踏まえた御提言をいただきました。協働のまちづくりを進めるにはまず行政が市民の目線に立つこと、つまり市民の皆さんの意識を的確に把握することが大切であると考えております。このため日ごろから職員には、できる限り地域の市民活動に参加をし、市民の皆さんの御意見に耳を傾けるように話をしているところであります。そういったことで、自治会やPTA、消防団、そして市民団体などに所属をし、積極的に活動する職員もふえてきているところであります。また、市長も職員も農業体験をするよ

うにという御提言であります。私も市長就任以来、多忙な日々が続いておりますけれども、長谷議員がおっしゃるように、時には土や自然に触れて、そういった時間をつくりたいと、このように考えます。

市民参画社会の実現について、指定管理者制度の件についてお尋ねでございます。

本市の公の施設は、80の施設と公営住宅となっておりますが、このうち公募する8施設、さかいポートサウナ、温水プール及び体育施設である市民体育館、テニスコート、野球場、陸上競技場及びスポーツ広場と、公募せずに指定管理者を限定する5施設、これは水産加工汚水処理場と、日曜休日応急診療所、文化施設であります市民会館、文化ホール、海とくらしの史料館、これら13施設を除く他の施設につきましては、すべて直営といたしました。この理由といたしましては、水木しげる記念館につきましてははげさほど渡辺議員の御質問にお答えしたところでありますが、このほか指定管理者制度の利点としての市民サービスの向上、運営の効率化による経費の削減など、現状では制度活用が見込めないもの、また、地域住民との協調が必要な施設などもあり、直営といたしましたものであります。今後、指定管理者制度への移行を原則として、環境が整った施設から順次制度の導入を図ってまいりたいと考えております。

次に、民生委員等の活動支援の一元化についてのお尋ねでございます。

民生委員等への活動支援一元化につきまして、各委員会の事業内容について若干御説明を申し上げたいと思います。御承知のとおり、民生委員、児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において、住民の立場に立ってその要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障害者等の訪問、相談など、住民が安心して暮らせるような支援を行っております。保護司につきましては、法務大臣から委嘱される非常勤で、無給の国家公務員でありまして、社会奉仕の精神をもって、不幸にして罪を犯した人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発に努め、地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与することがその使命であります。質問にあります更生婦人会は、現在更生保護女性会と名称変更されております。活動内容は、女性として、また、母親としての立場から、地域の犯罪予防と犯罪に陥った人たちの更生に協力をし、刑務所、少年院などの施設を訪問し、収容者への物心両面の援助をしたり、保護司会が行う事業にも参加、協力をして、犯罪や非行のない明るい社会に寄与することを目的とするボランティア団体であります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであります。市内でも毎月1回、老人福祉センターで人権相談所を開設し、市民の皆様からの人権相談や身の上相談などを行っております。活動の際に生じた費用負担につきましては、活動時間により実費弁償金が国から支給されると伺っております。また、県西部の9市町村で組織をいたします米子人権擁護委員協議会に対し、本市から今年度、16万5,200円の助成金を支出しております。委員会の事業内容について申し上げましたが、各委員会ともに長期間にわたり培われました経緯がございます。私

といたしましては、委員会の運営につきましては、それぞれの立場を尊重することがよい方法ではないかと考えております。

次に、毒性公害物質の安全処理について何点かお尋ねでございます。

初めに、美保湾への医療器具等の漂着は対岸諸国からのものであり、外務省を通じて嚴重に抗議すべきであるという御意見であります。御指摘のように、8月中旬から9月上旬にかけて、山陰から北陸にわたる日本海沿岸の広い地域で使用済みの注射器やアンプルなどの医療廃棄物が漂着いたしました。本市の海浜地におきましても漂着が確認されましたので、関係機関と協力して回収に努めるとともに、防災行政無線を通じて市民に注意を呼びかけたところでございます。これらの医療廃棄物の中には対岸諸国の文字が記されているものが相当数含まれているため、鳥取県におかれましては、原因究明や、関係国に対し厳正な措置を求める要望書を今週、国に提出される予定と伺っております。

次に、エチゼンクラゲの処理についてでございます。エチゼンクラゲの処理につきましては、渡辺議員の質問でもお答えをいたしました。このたびの試験は、神戸大学海事科学部の実証データを参考に、クラゲの成分に着目し、鳥取県の農業試験場等、関係団体と検討して、土壌改良剤としての有効活用を目指し実証実験をするものであります。毒性につきましては、他のクラゲ類同様、刺胞毒を持っておりますが、その毒性は弱く、何ら問題はないとの研究結果が出ております。他の有効活用につきましては、現在国及び県の試験研究機関で研究が行われているところであります。

次に、アスベスト材の処理についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、飛散するおそれのある廃アスベストにつきましては、特別管理産業廃棄物として排出から収集、運搬、処分までの処理基準が定められております。また、非飛散性アスベスト廃棄物につきましても、その適正処理確保のため、平成17年3月に、非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針により、国からアスベストの飛散を防止し、廃棄物として適正に処理が行われるよう具体的な処理手順が示されたところであります。これらの法律や指針を遵守するとともに、9月県議会で創設される予定の現行法を補完する鳥取県条例も加味し、一層の処理の徹底に努めてまいります。

次に、スポーツ施設等の利用料金の見直しについてであります。

体育施設は、施設の特性に応じて使用料を定めており、団体使用を主といたしております。学校の体育館も使用料をいただいております。公民館につきましては、社会教育上、有益と認めて減免しているところであります。また、個々の施設に合った使用料金を設定しておりますので、使用料金の統一することは考えておりません。使用料金につきましては、行政改革の中で、受益者負担や他市等の状況も参考にしながら検討したいと考えております。

教育専門職大学院の誘致についてのお尋ねでございます。

教員専門職大学院の基本構想が、本年6月、中央教育審議会のワーキンググループによって素案として示されました。実践的な指導力のある教員を要請する目的で、現職教員を

対象に、学校運営の中心的な役割を担うための実力を養い、学部の卒業生を即戦力教員に育てることを目指す趣旨で、平成19年4月の開校を目指していると承知をいたしております。文部科学省は、開校について、教育学部や教職課程を持つ大学などからの設置申請が前提になり、また、すぐれた実績を残しモデルとなる設置構想を持つ大学から整備を行うと、厳選して設置する方針を示されております。これらのことを総合的に考えますと、境港市内への誘致、設置は困難ではないかと考えます。しかし、本年6月議会での長谷議員の御質問に答弁いたしましたように、さまざまな行政機関、企業の誘致に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後の生きる力の実践教育の御質問につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきたいと存じます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 長谷議員から、生きる力の実践教育について御質問いただきました。子供たちの生きる力の養成に読書活動の徹底は有効な手段である。読解力の向上が何よりも優先されるものである。市長の所信と具体的施策を伺うというものでございます。

境港市では、まちづくりは人づくりからの観点で、生涯読書のまちづくりを進めていく考え方で、6月には県内他市町村に先駆けて、境港市子どもの読書活動推進計画を策定し、8月には、片山知事をお迎えし、境港市読書活動推進大会を開催いたしましたところであります。計画の具体的施策としては、5つの項目で32の具体的計画を定めております。例えば両親学級、ブックスタート、ブックスタートプラス事業の中での絵本の読み聞かせ、小・中学校での朝読書の全校完全実施、学校図書館の充実など、胎児期から乳幼児、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校と連携して読書環境づくりを行うこと、また、市民図書館のIT化による蔵書検索のシステム化、生涯を通じた読書活動の支援などであります。本を読むということがいかに生きる力をはぐくむか、読書活動推進計画でもうたっておりますし、市長も私も強くそのことを認識しております。今後も読書活動の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 最初に我慢ということを言われましたけど、だれでも我慢ですわ、金ないときは。だけども、人にわかるように我慢しないとな。人から見ても、何だ、あれは我慢してるだけじゃないかと、これじゃいけないわけだな。やっぱりそこには燃えたぎるような、太陽でいうとコロナみたいなのがないと、人に感銘を与えたり動かさないわけです。要するに自分がしなくとも人にさせる。例えばマリーナホテルっていうのができました。あれ何でできたかっていうと、わしと大森のやることに好かん相沢先生が法華クラブ持ってきたんだ。おれたち2人でホテルを10億で建てようっていうやっておったら、いや、やめとけと、足立統一郎たちが。ああ、和田の卓ちゃんが相沢先生とやるけんてって。

それで断念した結果、大森さんはあの最も大きな冷蔵庫建てた、その余った金で。要するにだれかが、あいつがやるならおれがやっただろうというようにしむけるぐらいのやっぱりあれがないと、それであの法華クラブというのできたですわ。そういうようなこともあって、要するに私が言いたいのは、金がない、自分に。しかし、人にさせてでもやってやろうとって、我慢だってこと、何か火山が爆発して噴煙が出てくるようにしないと我慢してるっていうのが見えないでしょ。我慢してるでしょ、噴火する前は、大爆発する前は。煙がぼこぼこぼこ出てね。そういう状況が感じられてこそおれは我慢してるだなんて言えると思うだな。ということで、それが見えんだがな、一生懸命やってることはわかる。だから、そういう意味で、煙をひとつ出してもらいたいと思うだな。それが一つ。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 先ほども答弁を申し上げましたが、本当に今の財政状況の中では、じっと我慢をするというのは何もしないということではなくて、大きい投資事業をしないということであります。こういう財政環境厳しい中でも、縮こまるばかりでなくて、将来の発展あるいはまちづくりの芽につながるような、そういう新規事業はどんどん、市民の皆さんの御意見なり議会の御意見なりを伺いながら打っていくということでありまして、今はマグマをじっと蓄えておくという時期であろうと、こういうぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 職員の意識改革であります。今、犬猫のふんをしちゃいかんという立て看板しておるんだな、あれ。恐らくあれは市の職員がつくったんじゃないと思うだ。どっかから買ってるでしょ。あれぐらいのベニヤと木の切れ端ぐらいは自分とこでつくって自治会に配布するなりとしないといけんと思う。それが一つ一つが意識改革につながってる。自分のできることは自分です。市役所の職員は時間を買われてるわけだ。その時間の中で看板つくろうが、ペンを持って計画書をつくろうが構わんわけだ。要するに何でもいいから市民に向かって、おれたちもおまえと同じ目線で仕事してるぞっていう姿勢を見せることで、何もこれ財政改革の、看板代をもうけよという意味じゃない。その要するにたくましい姿勢が、わしも看板つくったりいすつくったり、学校の渡り廊下の歩くやつをつくったり、学校の先生もできるくせにおれのするところ顔見ながら、やあ御苦労さんでございますぐらい言うけども、お茶は持ってこんよ。そういうことですけん、子供たちが見て、ああ、あのおっさん、何だかばからしいけど、一生懸命やってると思うわけだ。だから、そういうことが子供たちに対しても感化を与えるんであって、やはり市の職員もあれぐらいの看板ぐらいは自分とこでつくって自治会にやるとかしたらいいとわしは思うわけだ。そういうこと。

議長（下西淳史君） 意識改革について、答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 長谷議員の日ごろの実践については私どもも本当に敬意を表しているところであります。職員の意識改革におきまして、今御指摘のあったようなそういう意識を、感覚を持って仕事に取り組んでいくことが大変重要であると、こんなふうに思ったところでございます。ありがとうございます。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 市民参画のことで、水木しげるの問題ですが、記念館は水木プロダクションに任せりゃ一番わしいと思うのだが、市長はどう思いますか。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） この指定管理者制度の導入に当たりましては、水木プロの方ともいろいろお話をさせていただきました。最終的には、水木プロの方で、当面は行政かあるいは公的なところでやっていただきたい、そういう御意向がございましたので、これまでの水木プロとの関係等熟慮をいたしまして、当面の間は直営とするということに決めたところであります。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） そうしますと、次は、スポーツ施設の件であります。私は野球をしている人から聞いてるんだな。野球してる人は、最低相手とこっちと寄って二十五、六人になると。例えばプールを使用するに500円かかると、1人が。それで、野球のはもっとおもしろくて、長いこと遊んどると。それで500円掛ける、20人おったとして1万円だわな。やっぱりそれぐらいもらわんと財政改革にならんですがななんて野球をしている人が言うだからね。わしも、おまえたち、ただだからいいじゃないかって言うと、いや、今境港市は大変ですわ、先生って言う。ああ、そげか、じゃあそうってあげないかななんて、そういうことで、要するに私は、温水プールの500円が高い安いは別として、野球とかああいう大きい広場、例えばスポーツ広場はほとんど夜行くと物すごい明かりだわな、ナイターで。もう目がくらむようだわね。それはそれでいいけども、ナイター料以外にもやっぱりそういうの楽しむ人にはそれだけの負担をしてもらわんといけないとおれは思うだな。そういう意味で、かたくなにそういうのを見直さないだっというのはわしはもう正義に反すると思うよ、あれ、電気使って。電気代何ぼしますか。大変な額ですよ。だから、そういうことで、応分の負担をせいというのに、市民も嫌だと言う人はおらんとするんです。不公平を言うんですわな、このごろ。だから、そういう意味で、スペースも考えてもらいたいとわしは思います。

議長（下西淳史君） 答弁求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 市の施設の使用料につきましては、行革大綱の中で使用料等の見直

しもするということを掲げております。今、長谷議員が御指摘になったような点も含めて、施設の使用料について、受益者負担、そういうものを加味しながら適正な料金、これについて検討していきたいと、このように思います。

議長（下西淳史君） 追及質問、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） クラゲについてはわかりました。毒性がないっていうことで。

ただし、アスベストについては、これは解体業者っていうものは、そういうアスベストみたいなものも扱うっていうことで、高い料金で工場の解体作業を受けるわけだね。受けるんだけど、実際市長が言うように、それを守ってやればだれも問題ないわけですね。ところが、なるべくそれ抜こうと思って、もうけを取るためには、確かに壊して運搬して持って行って、後処理までは、どう書いてるか私もわかりませんが、現実に農業用水流れとったり、そこに泥まいとったりしとるけんね、わしが通っちゃわしのタイヤについて、市内全部回っておりますわ。それぐらいことしの3月から国がそういうの出したっていうからわかるが、その前の状況はもうそうだったんだよ。このごろ死んだとか何かあって、あそこのタイガーボード、それが厳しくなったけど、その前は保健所でも何でもいいかげんなもん。立入調査はあんまりせんし。けども、そういうことで今までのそういう人たちがルーズにやっとなる姿勢っていうのはなかなか直らんだ、これ。私も人間だ。そいつも人間で、なかなかルーズなところは直らんよ、直そうと思っても。だから、そういう意味で、もうちょっと厳しく、自分の死に至るって。自分が死ぬだけだったらいいよ、その会社の人だ。けど、人が死ぬだけけんね、他人が。そういうことは許されないだ、この世の中においては。だから、そういう意味で、もう少しきちっとしてもらいたいよな。みんながアスベストとかそういうのに対してあんまり無関心なんだわ。例えば農協のあるところの事務所、今度工事したとこ、そこでもこの解体した事業者が、あったとしてもマスクなんかしておらずに、それで後でテレビ放送、そういうのが肺にたまってがんになるっていったらびびっちゃって、おれ30年後に死ぬかななんて言ってるわけだ。だから、大体そういう無関心っていうか、作業員はいたし方ないと思うけれども、そういうことを徹底しないとわしはいけないと思うですよ。そういう意味で答弁を。

議長（下西淳史君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 廃アスベストの処理につきましては答弁させていただいたとおりでありますけれども、繰り返しになりますけれども、これまでの法律、指針、こういったものを厳守しながら、鳥取県がつくられます条例を加味して、一層の処理の適正確保に努めていきます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第60号～議案第70号

議長（下西淳史君） 日程第3、議案第60号から議案第70号までを一括上程いたしますが、議案質疑の通告がありませんので、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

日程第4 陳情第10号～陳情第14号

議長（下西淳史君） 日程第4、陳情第10号、小泉首相の靖国神社参拝中止を求める意見書の提出についての陳情から、陳情第14号、墓地の撤去についての陳情までを一括上程いたします。

ただいま一括上程いたしました陳情は、お手元の付託表のとおり各委員会に付託いたします。

散 会 （14時33分）

議長（下西淳史君） 以上で本日の日程は議了いたしました。

14日から20日までは、委員会審査等のため休会とし、次の本会議は、9月21日午前10時に開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員